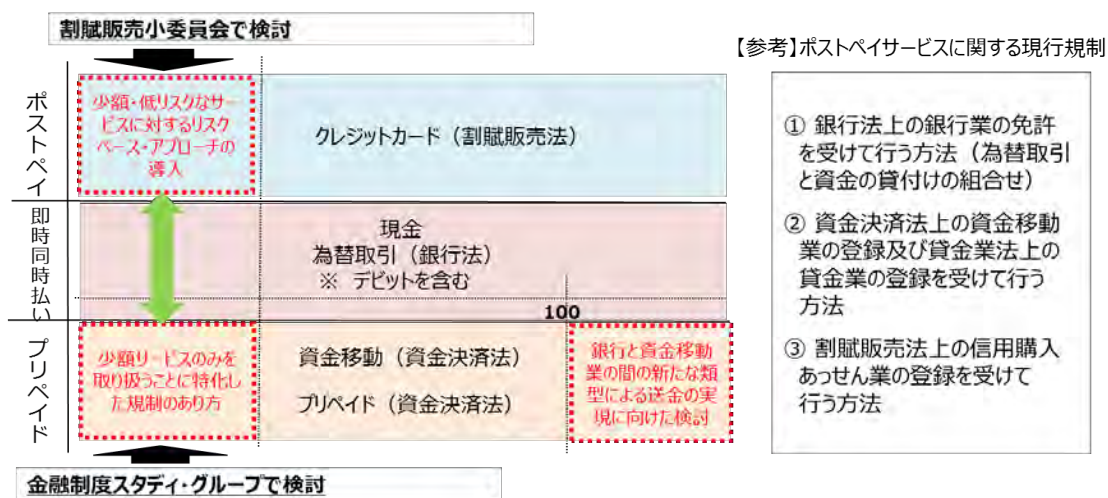


第3章 今後具体的な検討を深めるべき課題

1. 決済横断法制

決済横断法制に関しては、中間整理において、具体的な取組の方向性として、「内外環境を総合的に勘案すれば、国際的動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係各法(割賦販売法・資金決済法・銀行法等)の法制的な横断論について、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を進めていくことが求められる。一方、未来投資会議の中間整理を踏まえ、まずは、FinTech 企業等の横断的かつ円滑な事業展開を促進するため、関係各法における少額・低リスク事業者に対するリスクベース・アプローチの導入などにより、ビジネス環境を整備していくことが必要である。」との考え方が示された。

【図 24】決済横断法制に対する取組方策



また、金融審議会金融制度スタディグループにおいても、7月26日に公表された報告書において、「関係各法(銀行法・資金決済法・割賦販売法等)の横断的な法制論については、国際的な動向や我が国の制度環境を踏まえ、関係省庁で、意義・目的を整理し、その具体的なあり方の検討を、今後、進めていくことが必要である。」とされている。

加えて6月21日に閣議決定された「成長戦略実行計画」では、「現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。…現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、…新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレス決済手段を実現する」との要請がなされている。

こうしたことに鑑み、当面は、本報告書に基づく割賦販売法の改正及び金融審議会での議論を受けた資金決済法の改正を早急を実現することが喫緊の課題となるが、引き続き、決済を巡る環境変化や現場のニーズを踏まえ、国際的な動向にも留意しつつ、決済関連各法(割賦販売法・資金決済法・銀行法等)の法制的な横断論についても、関

係省庁が連携し、その具体的なあり方の検討をスピード感を持って進めていくことが必要である³³。

また、その際には、現行の規制について、必要性・合理性を再検討することも合わせて必要となると考えられる。

2. RegTech/SupTech

平成 30 年度に開催した「RegTech/SupTech に係る今後の取組の在り方に関する有識者検討会」で設定された目指すべき将来像や RegTech/SupTech の導入に向けたロードマップの基本枠組みに則り、これらの精緻化を進めるとともに、アドバイザリーボードの開催や実用化に向けた実証的な取組など、引き続き取組を推進していくことが必要である。

【図 25】RegTech/SupTech に関する令和元年度の現在までの取組

令和元年度の現在までの取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ アドバイザリーボードの開催 ・ 周知活動（FIN/SUM2019レグテック&ペインポイントワークショップでの登壇） ・ SupTechの実用化に向けた検討（音声データAIスコアリング実証実験の取組み）等

3. 新成年への対応

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議における工程表に則り、事業者による自主的な取組や日本クレジット協会における自主ルールの策定や教育活動の取組を参考としつつ、改正民法の施行に向け、今後、行政と事業者において、具体的な対応のあり方について検討を行うことが必要である³⁴。

【図 26】「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表

項目名	施策内容	現在までの取組	2019年度	2020年度	2021年度
与信審査について					
クレジット取引における信用供与の健全性確保	若年者に対する支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進	制度として支払可能見込み額の調査を実施するとともに、クレジット業界により自主的な以下の取組を実施。 ・クレジット教育支援活動の強化（全国930の高校等に教材を無料配布，教員向けの勉強会（12会場），教育機関への講師派遣等） ・消費者への理解促進活動の促進（大学850校にパンフレット配布，啓発キャンペーンの実施等） ・未成年者からクレジット契約の申込を受ける場合，当該未成年者の親権者に同意を得ることを求める 日本クレジット協会を通じて，包括クレジット業者254社・個別クレジット業者146社に対し，若年者・未成年者との契約の実態把握のための調査を実施。			若年者に対する適切な与信審査を通じた過剰与信防止措置を着実に行うとともに，普及啓発活動を通じてより一層消費者被害対策を推進。 成年年齢引下げに向けた業界の方針・取組状況等を把握するための調査を実施し，事業者における取組事例を含めその調査結果を検証・公表のうえ，事業者へのフィードバック等を通じて，効果的な取組を推進。

（出典）法務省「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」工程表より抜粋

³³ なお、「割賦販売法は平成 28 年改正において、イシューアとアクワイアラーの役割分担の進展や決済代行業者の拡大という近年の取引実態を踏まえて、加盟店契約を締結する立場にあるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者がイシューアと連携して悪質加盟店を排除する制度的措置を講じたところであり、今後、キャッシュレス決済の横断法制を検討するに当たっては、平成 28 年改正の実施状況と効果を検証することが有用である。」との意見もあった。また、「利用者に対してより良いサービスを提供するといった決済横断法制の目的を明確にすべきではないか」、「事業者にとって多様なサービスを産み出すことができる制度とする観点から決済横断法制が必要ではないか」といった意見や、「横断法制化を検討するにあたっては、後払い、前払い、即時払いといったそれぞれのサービスにおいて性質が異なる点に留意する必要がある」といった意見もあった。

³⁴ 「クレジットカードのみならず、他の決済手段と合わせて啓発・教育活動を推進していくことについても検討すべき」との意見があり、こうした観点も踏まえ検討を進める必要がある。

4. 決済情報の利活用

銀行分野における取組の実情等も踏まえつつ、クレジット関連情報と他の情報との掛け合わせ等を通じた新たな付加価値やサービスを積極的に創出していくことを促進するため、クレジット産業におけるオープンイノベーションを推進することが必要である。クレジットカード会社における積極的なオープン API 戦略を後押しし、より一層の API 開放を進めるためにどのような方策が考えられるか検討を行うことが必要である。

また、決済情報の利活用を促進することを通じ、決済を起点とした商取引サービスの進化や手数料収入中心の従来のビジネス構造の転換を図る契機となることが期待される。

5. 今後の決済ネットワークのあり方

現在のクレジットカード決済ネットワークは、割賦販売法上の規制対象であるイシューア・アクワイアラー等の他、VISA、Mastercard といった国際ブランドや、国内においては、CAFIS、CARDNET といった決済インフラの仕組みによって支えられている。

こうしたクレジットカードをはじめとした決済ネットワークのあり方は、我が国の決済の安全性・安定性や手数料を含めた取引環境に影響を与えており、現状と課題を検証し、その安全性・安定性や効率性の確保、利用者の利便性、加盟店の取引環境等の観点に留意し、今後のあり方について検討を進める必要がある。

その際、法制度のあり方も含め、諸外国の例を見ながら、どのように措置することが適切か検討を深めることが必要である。

おわりに

我が国の決済環境は、大きな変革期を迎えており、その従来のパラダイムが大きく転換しようとしている。その主たる源泉は、ビッグデータ・AI やブロックチェーンといった決済に関連するテクノロジーの革新的進化にあると見てよい。割賦販売法をはじめとした決済関連の法制は、こうした技術革新を前提とした新しい法体系へと進化し、我が国の決済イノベーションと新たな決済プロダクト・サービスの創出を促すことにより、国民によりストレスのない決済手段が豊富に提供されるよう環境整備をしていくことが求められる。同時に、安全・安心な決済手段の利用環境の整備は、こうした決済ビジネスや決済制度への「信頼」の基盤をなすものであり、利用者の保護や利用者財産の保全といった観点を踏まえた制度整備が重要となる。これらを踏まえ、今後も、利用者の利便と利用者の保護のバランスを取りつつ、環境変化を踏まえた関連制度の不断の見直しが必要となる。今般、当小委員会において、直近の割賦販売法制の見直しのあり方を整理するとともに、金融審議会・決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループにおいても資金決済法の規制の見直しについて整理が行われることとされているが、これらは、今後も進化する決済環境を見据えた制度改革の第一歩と見てよい。

近年、欧米諸国やシンガポール等において、決済制度改革が急速に進んでいる。これは、決済がその社会においていかにストレスなく円滑になるかによって、その国の金融・商取引のあり方が変わり、国民経済を左右すると各国が認識しているからに他ならない。同時に、決済を起点とした情報の取得・利活用とそれをも包摂した決済分野の国際競争が展開されていることを背景としている。

我が国においても、決済分野でパラダイム転換が起ころうとする中で、今後、「成長戦略実行計画」(令和元年6月21日)の閣議決定にある決済関連法制(割賦販売法・資金決済法・銀行法等)の横断化に係る議論を基軸として、我が国の決済を巡る将来のあり方を展望しつつ、関連制度のあり方を聖域なく見直し、時代の要請に応じた合理的で効率的な制度へと移行していくことが求められる。

その際には、国際的な決済制度改革の議論の動向をも踏まえつつ、これまでの法制度の前提となっている範囲から視野を広げ、例えば、国際ブランド・クレジットカード会社その他の決済関係企業によって構成される我が国の決済ネットワークのあり方などを含め、幅広く検討を進めていくことも必要となる。

「決済」のあり方は、国民一人一人の生活や、その総和としての「国民経済」のあり方を決める重要な要素の一つである。いわば、「この国のかたち」を形づくるものと言ってよい。こうした認識の下、我々は、絶えず、新たな決済世界とそれを支える法制度のあり方を模索していく必要があると考えられる。

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

委員等名簿

令和元年12月20日現在

(委員長)

岩原 紳作 早稲田大学法学部教授

(委員)

池本 誠司 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会幹事
岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授
翁 百合 株式会社日本総合研究所理事長
加毛 明 東京大学法学政治学研究科教授
沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク理事
田中 大輔 野村総合研究所上級コンサルタント
二村 浩一 山下・柘・二村法律事務所弁護士
藤原 静雄 中央大学法科大学院教授
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
唯根 妙子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会常任顧問
渡辺 達徳 東北大学大学院法学研究科教授

(関係メンバー)

青柳 直樹 株式会社メルペイ代表取締役
沖田 貴史 SBI 大学大学院教授
島貫 和久 三菱 UFJ ニコス株式会社顧問エグゼクティブ・フェロー
辻 庸介 新経済連盟幹事・FinTech PT リーダー
兼 株式会社マネーフォワード代表取締役 CEO
正木 美雪 株式会社 Origami Financial Services 代表取締役社長
丸山 弘毅 一般社団法人 FinTech 協会代表理事会長
與口 真三 一般社団法人日本クレジット協会理事・事務局長

(オブザーバー)

岡田 大 金融庁企画市場局信用制度参事官
内藤 茂雄 消費者庁消費者政策課長

(五十音順・敬称略)

審議スケジュール

第20回 平成31年2月25日

- 議題 (1) 割賦販売小委員会の開催趣旨について
(2) 割賦販売法の施行状況について
(3) テクノロジー社会における割賦販売法制の現状と課題について
(4) 小委員会における論点について

第21回 平成31年3月12日

- 議題 リスクベースアプローチと技術・データを活用した消費者保護の精緻化について

第22回 平成31年4月2日

- 議題 (1) 決済横断法制論について
(2) RegTech/SupTech の推進について

第23回 平成31年4月19日

- 議題 (1) 決済情報の利活用について
(2) 時代の要請を受けた消費者保護の課題について
(3) 与信審査における性能規定の導入について
(4) 中間整理の骨子案

第24回 令和元年5月20日

- 議題 中間整理(案)について

中間整理公表 令和元年5月29日

第25回 令和元年10月15日

- 議題 (1) 中間整理の振り返りと今般の審議会における主な論点
(2) 少額・低リスクの後払いサービスに対するリスクベース・アプローチの導入
(3) 時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～

第26回 令和元年11月12日

- 議題 (1) 与信審査における性能規定の導入
(2) セーフティーネットの整備
(3) 割賦販売小委員会 中間整理を踏まえた指定信用情報機関 株式会社シー・アイ・シーの取り組み

第27回 令和元年12月2日

- 議題 (1) 時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～
(2) 報告書骨子案

第28回 令和元年12月17日

- 議題 (1) 時代の要請を受けた消費者保護～催告書面の電子化～(補足説明資料)
(2) 報告書(案)